

特定公益増進法人に対する寄付金に係る 税制上の優遇措置について

学校法人八戸工業大学へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

●個人の場合

【所得税の控除について】

個人からいただきました寄付金につきましては、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。

寄付金控除を受けるには、①税額控除と②所得控除の2種類があり、いずれか有利な方を選択することができます。本法人が発行する「寄付金受領書」と選択した方の「証明書(写)」を添付し申告して下さい。

① 税額控除(税額控除に係る証明書)

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、所得控除と比較して小口のご寄付にも減税効果が大きくなります。

$$\text{(寄付金額}^{*1} - 2,000 \text{円)} \times 40\% = \text{所得税控除額}^{*2}$$

② 所得控除(特定公益増進法人の証明書)

課税所得が400万円を超える場合、あるいは税額控除額が所得税額の25%相当額を超える時は、所得控除が有利となる場合があります。

$$\text{寄付金額}^{*1} - 2,000 \text{円} = \text{所得から控除される額}$$

※1 控除の対象となる寄付金額は、その年の年間所得金額等の40%が上限となります。

※2 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

【住民税の控除について】

寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例により指定している都道府県・市区町村にお住いの個人の方は、本法人に対して2,000円を超える寄付を行った場合、住民税の寄付金控除を受けることができます。

詳しくは住所地の各市区町村の税務担当課へお問い合わせください。

●法人の場合

特定寄付金として、一般の寄付金とは別枠で、次により計算した金額以内の金額は損金に算入できます。損金算入には、本法人発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」が必要となります。

・特別損金算入限度額の計算方法

$$\left[\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※ 資本金等の金額とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいいます。

●証明書の有効期限

証明書(写)及び寄付金受領書は、発効日から5年間有効です。

学校法人 八戸工業大学